所管部 (局)・課 有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
不利益処分の種類	有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知	根拠条項	第3条第3項

○法第3条第3項

都道府県知事は、水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

○土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)

(有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知)

第17条 法第3条第3項の通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等(当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第1項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者)に対して行うものとする。

(有害物質使用特定施設の使用の廃止等に関し通知すべき事項)

第18条 法第3条第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用 され、又は処理されていた特定有害物質の種類
- 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- 三 法第条第1項の報告を行うべき期限

対応	1	聴聞の実施	処理	有明海再生・環境課	交付	有明海再生・環境課	目次	
区分	(2)	弁明の機会の付与	機関		機関		NO	

分 ti